

2022年3月号

(2022年3月18日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

女性活躍推進法の改正、令和4年度 労災保険料率、雇用保険料率

入退職や人事異動の多い3月、4月は、人事担当者にとってはお忙しい時期と思います。お困り事がございましたら、お気軽にご相談ください。さて、今回は女性活躍推進法と労災保険料、雇用保険料についてご案内していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆女性活躍推進法の改正

常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主は、2022.4.1から女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公開をする必要があります。ここで、良く頂く質問に「一般事業主行動計画とは何ですか?」、「以前作成しましたよ?」があります。この**一般事業主行動計画ですが、下記のとおり2つあります。**

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

対象：労働者101人以上の企業（2022.4.1から義務）

内容：自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、計画期間、数値目標、取組内容、取組実施時期を盛り込んで策定するもの

認定：取組状況等が優良など一定要件を満たすと、「えるぼし」認定

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

対象：労働者101人以上の企業

内容：従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた労働条件の整備にあたり、計画期間、目標、目標達成のための対策や実施時期を定めるもの

認定：目標達成など一定要件を満たすと、「くるみん」認定

上記のとおり、両法に基づく一般事業主行動計画は内容が異なっておりますので、書類の様式も異なっております。なお厚生労働省からは女性活躍推進法と次世代育成支援対策推進法の一体型の様式も出ておりますのでご活用ください。

厚労省 女性活躍推進法特集：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>>

※女性活躍推進法が改正されました！欄の一番下にあります。

◆女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定と届出

策定の流れは、下記になります。

1：自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析

以下の基礎項目(必ず把握すべき項目を)用いて把握した状況から自社の課題を分析する

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女の平均継続勤務年数の差異(区)
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

※(区)：雇用管理区分(正社員、契約社員、パート労働者等の就業形態や事務職、技術職等の職種)ごとに行うこと



2：一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

計画期間、1つ以上の数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込み策定し、労働者に周知、外部に公表する

3：一般事業主行動計画を策定した旨の届出

都道府県労働局に届出る

4：取組を実施し、効果を測定する

定期的に数値目標の達成状況や、取組実施状況の点検・評価を行う



◆女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、1項目以上選択し、求職者等が閲覧できるように情報公開して下さい。詳細は、厚生労働省のリンク先よりご確認ください。

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区) 他6項目

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・男女別の育児休業取得率 他5項目

厚労省 女性活躍推進法リーフレット：<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000862422.pdf>

厚労省 女性の活躍推進企業データベース：<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

※データベースリンク先に右上の「CSV データダウンロード」から、**情報公開企業の取組内容や数値がご覧いただけます。**従業員規模や業種別に出力できますので、自社と同じような企業の状況を参考にして頂ければと思います。

◆令和4年度 労災保険料率、雇用保険料率

2022年度の労災保険料率は変更ありませんが、雇用保険料率については、厚生労働省の「雇用保険被保険者数お知らせはがき（令和4年3月送付分）に関するFAQ」のQ12によれば、法律案が国会で成立すれば、**4月と10月の2段階で変更**となる予定です。そのため、労働者の保険料率が変更となる10月分の給与計算には注意する必要があります。

一般の事業	現行	2022.4～9	2022.10～
労働者負担分	0.30%	0.30%	0.50%
会社負担分	0.60%	0.65%	0.85%
負担分合計	0.90%	0.95%	1.35%

また、同FAQのQ13によれば、仮に法律案が修正なく成立した場合、「令和4年度の概算保険料（雇用保険分）については、**令和4年4月1日から同年9月30日までの概算保険料額と、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの概算保険料額**を賃金集計表などにおいて計算していただき、**その合計額を令和4年度の概算保険料（雇用保険分）**として年度更新期間中に、金融機関・郵便局又は都道府県労働局へ申告・納付いただく予定としております」

としており、今年度は例年のような労働保険料の計算にはならず、計算に時間がかかることが予想されるため、早めに準備をしておくが良いと思います。

FAQや保険料率の詳細な内訳などについて、下記ご参照ください。

厚労省 雇用保険被保険者数お知らせはがき（令和4年3月送付分）に関するFAQ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00050.html

厚労省 仮に法律案の内容どおり国会で成立した場合の令和4年度の雇用保険料率：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000905985.pdf>

